

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
 - 税額控除に係る証明の有効期間にご注意ください
 - 不当寄附勧誘防止法に係る説明会の開催について
 - 収支相償、特定費用準備資金について（再掲）
2. 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会開催のお知らせ
 - 令和 5 年度東京第 4 回（対面式）およびオンライン第 6 回相談会の開催について

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

- 税額控除に係る証明の有効期間にご注意ください
（事業年度の終了日以降まもなく証明書の有効期間が満了する法人は特にご注意ください）

公益法人に対して寄附をした個人の方に対する所得税の税制優遇については、所得控除制度（全ての公益法人が対象）と税額控除制度（一定の要件を満たす公益法人が対象）が措置されています。

税額控除制度は、所得控除制度に比べて、所得金額 1,800 万円未満の方への減税効果が高いことが特徴です。

税額控除の対象となるためには、公益法人が行政庁に申請を行い、所得税について税額控除を受けられることの証明書を取得する必要がありますが、この証明書の有効期間は【5年間】となっており、5年ごとに再申請が必要です。

例：平成 31（2019）年 4 月 1 日に税額控除に係る証明を受けた場合の有効期間は、平成 31（2019）年 4 月 1 日から令和 6（2024）年 3 月 31 日までとなります。

現在、税額控除に係る証明を受けている法人の皆様におかれましては、今一度、証明書に記載された有効期間を確認するとともに、今後も引き続き税額控除に係る証明を受けることを希望される場合には、有効期間の満了前に余裕を持って再度申請を行っていただくようお願いします。

特に、事業年度の終了日以降まもなく証明書の有効期間が満了する法人の皆様におかれましては、実績判定期間が「直前に終了した事業年度終了日以前の5年間」であることに伴い、申請するタイミングによって添付書類の対象年度が異なることにご留意いただきますようお願いいたします。

例：事業年度の始期が4月の場合、

3月31日までに申請→平成30年度～令和4年度の書類、

4月1日以降に申請→平成31年度（令和元年度）～令和5年度の書類が必要となります。

※審査には、書類に不備等がない場合で、証明申請を受け付けてから1か月程度のお時間を要します。

そのほか、税額控除に関する詳しい情報は、下記をご覧ください。

○税額控除に係る証明～申請の手引き～

https://www.koeki-info.go.jp/pdf/tebiki06_zeigakukoujyo_tebiki.PDF

○税額控除に係る証明～申請等に係る Q&A～

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/zeigakukoujoqa.pdf>

■ 不当寄附勧誘防止法に係る説明会の開催について

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として、令和4年12月に国会で成立し、令和5年6月1日までにこの法律の全ての規定が施行されました。

この度、消費者庁から、寄附を募る法人等が不当な寄附勧誘について正しく理解するとともに、正当な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念を解消することを目的として、全国3か所（大阪府、福岡県、東京都）において不当寄附勧誘防止法について解説する説明会を参加費無料にて開催するとの連絡がありました。東京会場においては、オンラインで参加することも可能とのことです。

認定法17条において寄附者等の利益を不当に害するおそれのある行為等、寄附の募集に関する禁止行為が規定されており、公益法人の皆様におかれましては、当該規定を遵守していただくことで特段の問題はないと存じますが、不当寄附勧誘防止法は公益法人も適用の対象となります。寄附は公益法人の重要な原資であり、公益法人の皆様におかれましては、この機会に是非説明会に参加し、不当寄附勧誘防止法に対す

る理解を深め、法令を遵守した適切な寄附活動を推進していただければ幸いです。参加を御希望される方は、【事前予約制】となっておりますので、以下のウェブサイトからお申し込みください。

○不当寄附勧誘防止法説明会ウェブサイト

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/036035/>

【開催概要】

・大阪会場

日時：2024年2月14日（水）16:00～18:00

場所：毎日インテシオ 4階（大阪府大阪市北区梅田3丁目4-5）

基調講演登壇者：弁護士本村健太郎 氏

・福岡会場

日時：2024年2月29日（木）14:00～16:00

場所：福岡商工会議所（福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目9-28）

基調講演登壇者：弁護士本村健太郎 氏

・東京会場

日時：2024年3月6日（水）16:00～18:00

会場：時事通信ホール（東京都中央区銀座5丁目15-8） ※オンラインでも参加

可能

基調講演登壇者：弁護士八代英輝 氏

また、不当寄附勧誘防止法に係るポスターも作成されており、イラストで配慮義務や禁止行為の内容をわかりやすく確認することができます。

本ポスターのPDFファイルにつきましては、以下の消費者庁ウェブサイトからダウンロードいただけますので、印刷して掲示いただくなど是非御活用ください。

○不当寄附勧誘防止ポスター（消費者庁ウェブサイト）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_231023_01.pdf

<問合せ先>

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室

Tel：03-3507-8800（代表）

■収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-(3)にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認できればよいものです。

https://www.koeki-info.go.jp/pdf_faq/05-02-03.PDF

収支相償を含む財務基準を満たす方策の1つとして、特定費用準備資金の積立てについてご紹介します。

下記リンク先、公益法人 information 令和4年6月14日付「内閣府からのお知らせ」掲載の特定費用準備資金の広報資料「特費のすすめ」をご覧ください、特定費用準備資金の活用をご検討ください。

https://www.koeki-info.go.jp/pdf/20220614_tokuhinosusume.pdf

2. 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会開催のお知らせ

■令和5年度東京第4回（対面式）およびオンライン第6回相談会の開催について

内閣府では、公益認定申請や公益法人の運営に関する公益法人等からの相談に対し、弁護士、公認会計士等が個別に対応する無料の相談会を開催しています。

2月22日(木)に東京（対面式）で、3月7日(木)にオンラインで開催します。

今年度の相談会は、この2回で最後となりますので、ぜひご参加ください。（事前の申込が必要です）

○相談会

<東京第4回（対面式）>

日時：令和6年2月22日(木) 13:00～16:50 【申込締切：2月8日(木) 17時】

場所：日本教育会館 7階707会議室
（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）
神保町駅（出口A1）から徒歩3分

<オンライン第6回>

日時：令和6年3月7日(木) 13:00~16:50 【申込締切：2月22日(木)
17時】

※Zoomを使用してのオンラインでの相談会となります。

詳細は下記をご覧ください。

東京第4回

https://www.koeki-info.go.jp/content/soudankai20240115_t.pdf

オンライン第6回

https://www.koeki-info.go.jp/content/soudankai20240115_o.pdf

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>
=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。